

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員のさらなる処遇改善を図るため、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するためには、以下の要件を満たしてする必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- A 現行の市介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の条件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表致します。

	職場環境等要件	法人としての取り組み
入職促進	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針 その実現のための施策・仕組みなどの明確化	・事業計画書・事業報告書を全職員に周知・徹底させることで情報の共有をはかっています。
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・資格取得支援制度を導入し、勤務シフトの考慮を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。 ・各種研修受講については、階層別に職員を選抜し計画的に育成を行っています。
両働き支援	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備	・育児介護休業規程を整備し、全職員に周知しています。 仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフトの配慮で、男性職員の育児休業取得の実績もあります。 ・年次有給休暇の推進を積極的に行っています。
健康管理	・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	・リフト浴導入や床走行式移乗介助機器の導入による介護職員の腰痛対策等負担軽減を図っています。 ・全職員の年次健康診断及びストレスチェックの実施、屋内禁煙、職員休憩室の確保をしています。
業務改善	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	・介護現場に介護支援システムの入ったタブレット端末とセンサーベッドすることにより、業務の効率化と業務量の縮減を図っています。
やりがい	ミーティング当による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・申し送りのソフトの利用だけでなく、各種委員会等の利用を通して、職場内のサービス向上に向けた情報の共有化を行っています。